

森野 たかまさ 市政報告 vol.11



平成30年が始まりました。昨年はカーブが連覇し、一昨年に続き歓喜に沸いた広島ではありますが、その一方で、まだまだ景気回復の波が、広島に届いていないのが現状ではないでしょうか。我々若い世代が中心となって引っ張り、再び広島が輝く時代を創って参りたいと思います。皆さまの今年一年が良い年となることを祈念致します。

広島市議会議員
森野たかまさ事務所

〒731-5114 広島市佐伯区美鈴が丘西5丁目13-9
TEL.082-557-1468 FAX.082-521-9448 E-mail.moricafe1205@gmail.com

森野たかまさ 検索

空き家対策について



佐伯区の空き家数

25戸	Cランク
95戸	Bランク
302戸	Aランク

③ 広島市は空き家問題に対応するために、平成27年に調査を行いました

空き家数を調べ、そしてそれを全く問題のないAランク、軽度の問題があるBランク、問題ありのCランクへ分けました。佐伯区はこのようになっています

① 2018年となりました。今年も市政発展の為、頑張る参ります

② 壊れそうなのに、そのままにしていたら危ないよね

最近、空き家が増えてるよね

住宅団地における住替え促進モデル事業

① 所有者がリフォームする場合
所有者に対してリフォーム費を補助
所有者が賃貸のためのリフォーム
入居者に対して家賃を補助
市内移転・市外からの移転どちらもOK
リフォームした住宅を賃貸し、住み替える

② 入居者がリフォームする場合
入居者に対してリフォーム費を補助
賃貸の場合は家賃も補助
市内移転・市外からの移転どちらもOK
リフォーム前の住宅を購入または賃貸し入居する者がリフォームして住み替える

※対象住宅の要件：一定期間以上空き家になっている住宅であること。
※入居世帯の主な要件：小学生以下の子(出産予定含む)が同居していること
入居後に町内会・自治会に加入すること。

「Aランクは活用できる空き家です。空き家を利用した住民間の交流拠点づくりに補助金が交付したり、特にAランクの空き家が多い住宅団地では、「住宅団地における住替え促進モデル事業」を実施しています

⑦ 今年も全力で頑張る参ります。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願致します！

⑥ 今後、国の方では、空き家や空き地の仲介を行政が行えるよう、法改正されるようです。不動産団体等と連携して、空き家を市場に流通させる取り組みが必要です。

⑤ Cランクの中でも特に危険な空き家は「特定空き家等」に指定し、場合によっては行政が取り壊しを行います。

市政レポート

いじめ対策について

文教委員会の視察で文部科学省に伺い、いじめ対策について話を伺いました。

いじめの定義は近年変わっています。平成25年に制定された、いじめ防止対策推進法によって、今までの「起こったこと」に対していじめか否かを判断していたのを、「児童生徒がどう思ったか」でいじめか否かを判断するように変えたのです。それはつまり、児童生徒が少しでも苦痛を感じたらいじめであり、いじめの定義が拡大したこともなります。

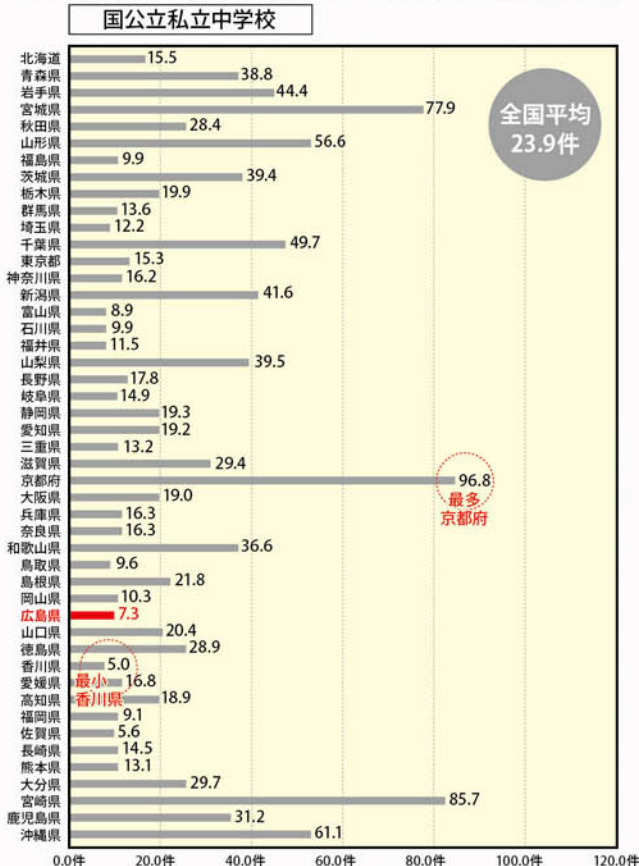
これにより、今まで事件があった後に対応するという、後手に回ってしまいがちな仕組みから、早い段階でいじめを把握し対応しなければならぬという仕組みに「法律で」変わりました。

今まで「いじめとは言えない」と捉えていたこともいじめとなるので、いじめの認知件数は全国的に急増しています。

もちろん、いじめの認知件数が増えるのは最終的には良くないことですが、いじめの追跡調査によると9割の児童生徒が仲間はずれ、無視、陰口を経験したことがあるというデータがあり、むしろ現在の認知件数はまだ実態とかけ離れて少なく、まずは現場の教員が目を光らせ、速やかにいじめの有無を確認し、いじめ対策組織に報告を行い、認知件数を実態に近づける必要性があります。

左の表によると京都府が突出して認知件数が多いですが、文部科学省からすると、地域差はもちろんありますが、京都府の件数ぐらいいがむしろスタンダードではないかとのことです。

■ いじめの1,000人当たりの認知件数 都道府県比較(平成28年度)



広島市の認知件数も増加傾向ですが、これが今のいじめの定義からして、実態と合っているのか、厳しい目で見て参ります。

「いじめ」と聞くと、まだ一般的には、一方的な暴力などの重大な事案のイメージのみを持たれている方が多いと思いますが、今、いじめの定義を踏まえて、その一般的なイメージも変えていくことで、教員が速やかにいじめを報告しやすくなる環境になるのではないかと思います。

■ 広島市のいじめの認知件数 (件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	270	135	367	363	789
中学校	291	124	288	201	234
高等学校	13	3	24	12	6
合計	574	262	679	576	1,029

問題なのは逆に少なすぎる県で、それはつまり、法律で決まっている今のいじめの定義を理解していないか、いじめがあるのに発見できていないか、又は現場の教員が一人ないしは複数で抱え込んで報告をしていないか、などの可能性があります。抱え込みに関しては、いじめを教員が自分で処理できないと、能力不足であると思われるという誤った考えが、未だ蔓延しているという指摘もあります。今のいじめの定義では、一見けんかやふざけあいであつても、当事者が苦痛を感じたらそれはいじめなので、残念なことではありますが、どの学校でも、どの子供にも起こりうることです。大事なのは発見し、最終的な目標であるいじめ撲滅にも繋がります。まずは認知し、組織で共有することです。